

2017（平成29）年8月8日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
法務大臣 上川 陽子 殿  
法務省矯正局長 富山 聡 殿  
法務省福岡矯正管区長 別府 公昭 殿

福岡県弁護士会  
会長 作間 功

福岡県弁護士会北九州支部  
部会長 畑 中 潤



福岡拘置所小倉拘置支所建替えに伴う予算措置を求める要望書

## 第1 要望の趣旨

福岡拘置所小倉拘置支所（以下、「小倉拘置支所」という。）建替えに必要な埋蔵文化財発掘調査費及び新庁舎建替え事業費の予算措置を早急に講じることを強く要望する。

## 第2 要望の理由

### 1 小倉拘置支所の現地建替えの現状

(1) 2009（平成21）年6月、法務省は小倉刑務所跡地に小倉拘置支所を移転させる計画を断念し、小倉拘置支所の現地建替えが決定したが、それから約8年を経過しても、必要な予算措置が講じられていないため、未だ現地建替えは実現していない。

(2) 小倉拘置支所は、2016（平成28）年10月に北九州医療刑務所敷地内の仮庁舎に移転し、現地建替えのために、旧小倉拘置支所の建物取壊し工事が進んでいる。建物取壊し工事完了後に、埋蔵文化財発掘調査が実施され、発掘調査の完了後に新庁舎の建設が開始される予定となっているが、現時点で、埋蔵文化財発掘調査費及

び新庁舎建替え事業費の予算措置は講じられていない。

## 2 仮庁舎の現状について

(1) 仮庁舎は、北九州医療刑務所敷地内に設置され、同刑務所の建物及び設備の一部を借りる形で運用されており、2017（平成29）年6月時点で200名を超える未決拘禁者が収容されている。

(2) 当会は、2017（平成29）年6月15日に仮庁舎を訪問し、仮庁舎内の状況及び運用状況等について視察を実施した。

ア 仮庁舎においては、未決拘禁者と既決囚の峻別のための措置が講じられているものの、狭い建物を刑務所部分と拘置所部分に分けて利用しているため、拘置所の壁1枚隔てた向こうは刑務所という箇所も少なくなく、そのような場所では、未決拘禁者は発語が禁止されており、発語の禁止は、未決拘禁者に精神的ストレスを与えるものと考えられる。

イ また、仮庁舎においては、対面式となっている居室の間の通路の中央に厚めのビニールシートによる遮蔽が設けられ、未決拘禁者同士が意思連絡をできないようにしているが、居室の前に遮蔽があることで圧迫感があり、風通しも十分に確保されているとは言い難い状態であった。

ウ さらに、仮庁舎の居室から面会室等への移動には、屋外通路を通らなければならない構造となっているところ、もともと狭い屋外通路が簡素な板によって仕切られた結果、通路幅が非常に狭くなっているため、通路内の風通しが悪く、通路内に熱がこもり、視察の時点においても暑さが堪える状況であった。

このような状況では、特に夏場の時期においては、未決拘禁者が熱中症等に罹り、健康を害することが強く懸念される。

エ そして、運動場は、極めて狭く、走ることすら不可能であり、天井部分には日光を遮る設備等が全く設置されていないため、特に夏場には熱中症等の危険性が高くなることが懸念される。

オ このように、仮庁舎は、無罪推定の原則の適用を受け、一般市民

と同等の生活が保障されるべき未決拘禁者の施設としては、未決拘禁者の健康を害する危険性が高いことから、極めて問題があると言わざるを得ない。

(3) また、未決拘禁者は、刑事裁判手続きのために身体を収容されているのであり、適正な刑事裁判を行うために弁護人との十分な打合せを行うことが不可欠であることはいうまでもない。

この点において、旧小倉拘置支所は、福岡地方裁判所小倉支部及び北九州弁護士会館に隣接していたが、仮庁舎は旧庁舎から車で20～30分程度かかる場所に設置されており、バス等の交通の便も悪いため、弁護人の接見に支障が生じている。このことは一般市民の面会・差入れにおいても同様であり、旧庁舎であれば交通の便もよく、刑事裁判期日の傍聴に来た親族等が隣接する拘置所において面会や差入れを行うことも容易であったが、仮庁舎に移設してからは、期日後の面会や差入れも容易ではない状況になっている。

### 3 結語

以上のとおり、仮庁舎は、未決拘禁者の健康を害する危険性が高い上、弁護人の弁護権にも具体的な支障が生じていることから、小倉拘置支所の仮庁舎での運用は可能な限り早期に解消されなければならない。

仮庁舎での運用を無用に長期化させることは、それ自体により未決拘禁者の人権侵害状態が継続されることになるため、一刻も早く新庁舎を完成させる必要がある。

そこで、当会は、小倉拘置支所建替えに必要な埋蔵文化財発掘調査費及び建替え事業費の予算措置を早急に講じることを強く要望する次第である。

以上